

別紙 参考資料

－ 燃料装荷（臨界）は避難計画策定範囲に影響する －

燃料装荷－起動(臨界)せずに廃止措置になれば、原子力災害対策重点区域は5km圏となり、あらかじめの避難計画策定等の義務は5km圏のみとなる。

(解説)

1. 東海第二発電所はすでに10年運転を停止しており、燃料集合体は冷却されている（使用済燃料プール水がすべて喪失しても燃料被膜管表面温度は340℃以下に保たれ、現状は「指針」のEAL枠組みにおける「照射済燃料集合体が十分な期間冷却された」状態に該当する）。
2. 実効性ある避難計画なしに燃料装荷はできない（政府見解）
3. 燃料装荷（臨界）と重点対策地域及び避難計画等との関連

(A)実効性ある避難計画の策定が困難で、(使用前検査の)燃料装荷ができないまま廃止措置となった場合、「原子力災害対策指針」（資料1）および「冷却告示」（資料2）によって、原子力災害対策重点区域は5km圏内となり、5km圏外（目安）は平時から実施しておくべき避難計画策定、緊急時モニタリング体制整備、資機材・緊急用移動手段の確保等の法的義務はなくなる。

(B)使用前検査でいったん燃料装荷－臨界が行われた場合、この10年間の照射済燃料冷却期間は無駄となり、条件が整わずに廃炉が決定して廃止措置計画認可を受けても、さらに「照射済燃料集合体が十分な期間冷却」されるまでは原子力災害対策重点区域は30km圏となり、30km圏内自治体で平時から実施しておくべき対策（避難計画等）が法的に要求されることになる。

(資料)

※資料1「原子力災害対策指針」(抜粋)

(3)原子力災害対策重点区域

① 原子力災害対策重点区域の設定

略

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

② 原子力災害対策重点区域の範囲

(i) 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、以下のとおり定める。

(イ)、(ロ) 略

ただし、炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※資料2「冷却告示」

上記「指針」(3)② ただし書きの「炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設」とは、

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びその規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第14号…3回の改訂)

で定められている。